

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成18年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月20日

徳島県監査委員 数 藤 善 和
 同 吉 田 英 勝
 同 黒 川 征 一
 同 大 西 章 英

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要	監 査 年 月 日
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	出資金, 補助金, 公の施設管理委託	平成18年 12月 13日
財団法人徳島県建設技術センター	出資金, 公の施設管理委託	平成18年 12月 13日
財団法人徳島県暴力追放県民センター	出資金	平成18年 12月 13日
財団法人徳島県国際交流協会	出資金	平成19年 2月 1日
財団法人徳島県水産振興公害対策基金	出資金	平成19年 2月 1日
財団法人徳島県福祉基金	出資金, 補助金	平成19年 2月 1日
財団法人徳島県鳴門競艇収益金町村振興基金	出資金	平成19年 2月 1日
財団法人徳島県企業公社	出資金, 公の施設管理委託	平成19年 2月 1日
財団法人とくしまノーマライゼーション促進協会	出資金	平成19年 2月 1日
財団法人とくしま地域政策研究所	出資金, 補助金	平成19年 2月 1日

監査の結果

出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、次に掲げるとおり、一部において留意、改善を要するものが見受けられたので、その都度関係団体を注意した。

- 1 会計処理で適正でないもの (1団体)
- 2 必要な会計帳簿等が整備されていないもの (1団体)
- 3 公益法人会計基準に準拠する処理がなされていないもの (3団体)
- 4 会計処理規程等に準拠する処理がなされていないもの (2団体)
- 5 決算書の作成で適正でないもの (1団体)
- 6 会費収入に係る事務手続で適正でないもの (1団体)
- 7 雑収入に係る事務手続で適正でないもの (2団体)
- 8 現金収入に係る事務手続で適正でないもの (1団体)
- 9 給与等の支給で適正でないもの (1団体)
- 10 旅費の支給で適正でないもの (1団体)
- 11 賃借料に係る事務手続で適正でないもの (1団体)
- 12 委託業務の履行で適正でないもの (1団体)
- 13 固定資産の会計処理で適正でないもの (1団体)
- 14 前受金の会計処理で適正でないもの (1団体)